

出席停止について

中央区立明正小学校長

お子さんが、下記の病気になった場合、学校保健安全法の定めるとおり出席停止になります。完全に治るまで登校(園)を見合わせてください。出席停止の期間については症状により異なります。登校(園)の際に、必ず医師の診断を受け、下記の登校(園)許可証明書を学校へ提出してください。なお、医師から感染のおそれがないと認められたときはこの限りではありません。

出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則)	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がか皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
その他の感染症	病気によって異なるが、「症状の回復後、全身状態が安定するまで」

※その他の感染症とは溶連菌感染症、感染性胃腸炎、手足口病、ヘルパンギーナ、RSウイルスなど

※出席停止措置の期間は、欠席扱いにはなりません。

登校許可証明書

中央区立 明正小 学校

____年 ____組 ____氏名

上記の児童は ____月 ____日より、登校をしてよいことを証明します。

病名 (_____)

____年 ____月 ____日

医療機関名

医師名 _____